

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	健康増進に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鶴田町は健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鶴田町長

公表日

令和5年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	<p>健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握事務 ②母子保健法による母子保健事業の実施対象者把握事務 ③予防接種法による予防接種事業の実施対象者把握事務 ④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種事業の実施対象者把握事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	<p>1.健康管理システム 2.ワクチン接種記録システム(VRS)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一 第10項、第49項、第76項、第93の2の項 ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項、16の3の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(102の2の項) <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> : 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19の項) : 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(70の項) : 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」が含まれるもの(69の2の項) : 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれるもの(115の2の項) : 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務」が含まれるもの(102の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒038-3595
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
鶴田町役場 総務課
電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007
E-mail:zaisei@town.tsuruta.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail:zaisei@town.tsuruta.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	I-1-② 事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握事務 ②母子保健法による母子保健事業の実施対象者把握事務 ③予防接種法による予防接種事業の実施対象者把握事務	事後	
平成28年8月31日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 第76項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 第10項、第49項、第76項	事後	
平成28年8月31日	I-4-① 実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成28年8月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年2月1日	平成28年8月1日	事後	
平成29年7月14日	I-5-② 所属長	健康保険課長 一戸雅人	健康保険課長 太田勉	事後	
平成29年7月14日	I-7 請求先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	事後	
平成29年7月14日	I-8 連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	事後	
平成29年7月14日	II-1 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成31年4月12日	I-5-② 所属長の役職名	健康保険課長 太田勉	課長	事後	様式の変更による修正
平成31年4月12日	Ⅵ-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅵ-2 特定個人情報の入手	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅵ-3 特定個人情報の使用	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅵ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅵ-5 特定個人情報の提供・移転	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅵ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	入手:特に力を入れている 提供:特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅵ-7 特定個人情報の保管・消去	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅵ-8 監査	-	自己点検、内部監査	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅵ-9 従業員に対する教育・啓発	-	特に力を入れて行っている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月12日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月12日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月12日	I-4-② 法令上の根拠	-	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の 実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の 届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴 収に関する事務」が含まれる項(70の項)	事後	
令和2年11月25日	I-7 請求先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: zaisei@town.tsuruta.lg.jp	事前	
令和2年11月25日	I-8 連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 ファクス:0173-22-6007 E-mail: zaisei@town.tsuruta.lg.jp	事前	
令和2年11月25日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月25日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和3年1月22日	I-1-② 事務の概要	右記を追加	④新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種事業の実施対象者把握事務	事前	
令和3年1月22日	I-4-② 法令上の根拠	右記を追加	以下を追加 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」が含まれるもの(69の2の項) :第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれるもの(115の2の項)	事前	
令和3年9月29日	I-1-② 事務の概要	右記を追加	⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務	事前	
令和3年9月29日	I-1-③ システムの名称	右記を追加	2. ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年9月29日	I-3 法令上の根拠	右記を追加	・別表第一 第93の2の項 ・第19条第5号(委託先への提供) ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月29日	I-4-② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項、16の3の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項)</p>	事前	
令和4年3月8日	I-4-② 法令上の根拠	右記を追加	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(102の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務」が含まれるもの(102の2の項)</p>	事前	
令和4年3月8日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	I-1-② 事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握事務 ②母子保健法による母子保健事業の実施対象者把握事務 ③予防接種法による予防接種事業の実施対象者把握事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事業の実施対象者把握事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握事務 ②母子保健法による母子保健事業の実施対象者把握事務 ③予防接種法による予防接種事業の実施対象者把握事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事業の実施対象者把握事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年7月21日	I-3 法令上の根拠	・第19条第5号(委託先への提供) ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和5年3月17日	II-1 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月17日	II-2 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	